国際高等教育院(仮称)の設置について(案)

1 設置の趣旨等

省略

2 教育院の理念

省略 (11月26日の総長メールと異なる部分については下でコメントします.)

- 3 組織関係-詳細は別紙のとおり
- ・教育院に教育院長を置き、総長の指名とする。

以下省略

- 4 定員関係
- ・教育院の配当定員は、…省略… 戦略定員10を含む195を暫定値とし、前記のとおり、 教育院設置後、専門委員会における教育内容の検討を踏まえ、平成25年度中にその 数を確定する。 (この記述は「再配当をしない」定員の数?)
- ・上記の配当定員は、以下の定員をもって充てる。

高等教育研究開発推進機構が管理する定員 34

人間・環境学研究科の定員 96

理学研究科の定員 27

医学研究科の定員 7

情報学研究科の定員 2

生命科学研究科の定員 2

地球環境学堂の定員 7

高等教育研究開発推進センターの定員 8

学術情報メディアセンターの定員 1

こころの未来研究センターの定員 1 (合計185 戦略定員10を加えて195)

- ・教育院は、必要に応じ、配当定員を各部局に<mark>再配当</mark>する。再配当を受けた部局は、教育 院が依頼する科目を提供する。
- ・設置当初の再配当定員は以下のとおりとする。

人間環境学研究科 96 (移籍者の数に応じて減少)

理学研究科 27 (移籍者の数に応じて減少) (移籍者とは専任教員の意味?)

以下、「医学」-「こころ」は上記配当定員と同じ記述。それに加えて

総合博物館 1

産官学連携本部 1

- ・定員移動に伴い教員が教育院に移籍する場合、<mark>当該教員が元部局を併任することを認める。</mark>
- ・なお、高等教育研究開発推進機構管理の定員(34ポスト)の貸与を受けている部局(再配当を受ける部局を除く。)に対しては、平成25年度に限り、前年度貸与数を上限として必要な数のポストを貸与する。
 - 4. 定員関係全体を通じて, 再配当, 貸与の意味不明

5 設置の過程

…省略…

- ・教育院長は、専門委員会及び協議会の意見に基づき、必要な人事措置を執るものとする。
- 6 その他
- ・教育院の設置に伴い、高等教育研究開発推進機構は廃止する。
- ・高等教育研究開発推進機構の機能は、原則として教育院が継承する。

【凡例】

赤字は重要ポイント (原文のまま) 緑字は有志の会によるコメントです。

2. 教育院の理念についてのコメント

本資料では11月26日の総長メールにおける赤字の部分が意図的に消されたと推測される。

< 11/26総長メール>

国際高等教育院(仮称)の教員は、他部局と同様、教育と研究、そして組織運営を主たる職務とします。本学における高度な教育は、高度な研究に支えられてはじめて可能になるものです。教育と研究が一体として職務とされるべきことは、時々の研究内容をそのまま伝授することだけが大学教育であることを意味するわけではありません。提供されるべき科目は国際高等教育院(仮称)の企画評価専門委員会において、各学部、各分野を代表する委員によって検討され、その枠組みの中で教員は自らの研究をベースにしつつ、教育目標に向けた教育内容を創意工夫することになります。

< 1 2 / 4 部局長会議資料>

教育院の専任教員、及び、教養・共通教育を担当する各部局の教員は、教育院が全学的な 議論に基づいて策定する教育方針に沿って、自らの研究等を基礎としつつ、各科目の教育 目標の達成を目指すものである。本学の教育は、高いレベルの研究に裏付けられる必要が ある。また、教育にはそれぞれの獲得目標があり、常にそれを意識した科目編成や科目担 当が求められる。教養・共通教育のあり方に関しては、教育院において不断に検討を重ね、 本学に相応しい教養・共通教育の実現を目指すものである。